

子育てを応援します

認証保育所・保育室・家庭福祉員

これらの保育施設は、都または市の設置基準を満たし、安全面や衛生面に十分配慮し運営しています。また、都および市が運営の一部を補助しています。利用を希望される方は、



認証保育所 A型・B型

認証保育所とは、大都市特有の多様な保育ニーズに柔軟に対応するため、都が独自の基準を設けて認証した保育所です。1人当たりの面積や職員

認証保育所・保育室・家庭福祉員一覧

名称・氏名	所在地・住所	電話番号	定員
認証保育所 (A型) 東久留米プチ・クレイシュ	東本町15-2 プランシール第3東久留米	475・0770	30人
認証保育所 (B型) つくし共同保育園	東本町8-10 誠ビル	475・3353	19人
保育室 ひよこ乳児保育園	幸町2-11-17	470・2431	12人
保育室 たんぼぼ保育園	金山町2-10-20	471・7402	12人
家庭福祉員	浜名紹代	学園町一丁目	423・7140
	山蓉子	中央町一丁目	471・7426
	宮 ミチ子	前沢二丁目	475・9587
	橋本聖子	前沢三丁目	458・1477
	佐々木真弓	浅間町三丁目	080・3127・5932
	相澤美香 滝澤亜弓	柳窪五丁目 中央町一丁目	476・2428 457・8966

保育対象年齢 = 認証保育所は0歳～就学前、保育室・家庭福祉員は0歳～2歳

豊富な方で、自宅の一部を開放して3歳未満のお子さんを預かりしています。家庭的な雰囲気の中で、スキミングを大切に、また、散歩や外遊びにも出かけて伸び伸びと保育しています。詳しくは保育課係番号470・7745へ。

認可保育所

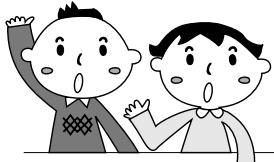
欠員補充分の入所受け付け
市内認可保育所の4月入所申し込み受け付けは既に終了していますが、欠員補充分の入所受け付けを行います。
【受付期間】2月1日(木) 70・7745へ。

電子証明書

引き続き必要な方は更新手続きを
公的個人認証サービスの運用開始から19年2月3年が経過します。電子証明書の有効期間は発行の日から起算して3年間です。引き続き電子証明書が必要な方は、有効期間満了日の3カ月前から電子証明書の更新ができます。有効期間満了日は電子証明書のカードをお持ちの場合、住民

入学の費用の貸し付け

東京都母子福祉資金の貸し付け
都では、高校、大学等に入学のお子さんを扶養している母子家庭のお母さんに、就学支度資金、修学資金等の貸し付けを行っています。



【貸し付け・償還の条件】無利子で、お子さんが卒業後6カ月据え置きの後、月賦等で償還していただきます。申し込み方法は詳しくは子育て支援課係番号470・7736へ。



【資格】市内に在住し、経済的に就学が困難で、同種の学資金をほかから受ける予定のない方
【資格】市内に在住し、経済的に就学が困難で、同種の学資金をほかから受ける予定のない方

募集



市内学童保育所および児童館職員
《共通事項》
【勤務内容】学童保育所または児童館での児童の保育
【募集人数】各若十名
【応募方法】2月5日(月)9日(金)午前8時半～午後5時(正午～午後1時を除く)に応募書類を子育て支援課(市役所2階)へ直接持参してください(郵送不可)。書類審査後、2月15日(木)・16日(金)に面接の上、決定します。詳しくは同課係番号470・7736へ。

【祝日を除く】月128時間以内
【雇用期間】4月1日～20年3月31日(更新可)
【賃金】当市規定による(交通費相当額は別途支給)
【応募資格】児童厚生1級・2級指導員、保育士、幼稚園・小・中学校教諭の資格を有するおむね45歳以下の方
【応募書類】履歴書(市販のもの)で可。写真添付(資格証明書の写し)・学童保育所・児童館の役割(1)についてのお考えや意見を原稿用紙で800字以内にとめた小論文

臨時職員

非常勤嘱託職員(児童厚生員)
【勤務時間等】月曜～土曜日(祝日を除く) 月75時間程度
【雇用期間】4月1日～9月30日(更新可)
【賃金】当市規定による(交通費相当額は別途支給)
【応募書類】履歴書(市販のもの)で可。写真添付

手話通訳者の登録試験を実施

3月10日(土)

市では、聴覚および言語に障害のある方が、家庭生活や社会生活を支障なく送れるよう「手話通訳者派遣事業」を行っています。そこで、手話通訳者として登録していただける方に必要な登録試験を実施します。

【試験日時】3月10日(土)午前9時から
【会場】市役所7階701会議室
【申込方法】2月5日(月)～15日(木)に印鑑を持参の上、障害福祉課(市役所1階)へ詳しくは同課係番号470・7747へ。

子ども議会を開催

2月10日(土)

未来の主役である子どもたち。皆さんは何を考えたのか、どう行動したいか、どうすれば

【日時】2月10日(土)午前9時半～正午
【会場】議場(市役所3階)
詳しくは広報課係番号470・7708へ。

【資格】市内に在住し、経済的に就学が困難で、同種の学資金をほかから受ける予定のない方

【資格】市内に在住し、経済的に就学が困難で、同種の学資金をほかから受ける予定のない方

介護保険情報

介護ベッドを購入された方は3月30日(金)までに申請を

軽度者が介護ベッドを購入し、条件に該当すれば助成が受けられます

18年4月の介護保険制度改正では、軽度な方への福祉用具貸与の品目の見直しが行われ、軽度な方が介護ベッドを利用する場合は、一定の条件を満たさなければ保険給付の対象から外れることになりました。このため、市では、制度改正前から利用していた方が介護ベッドを購入した場合は、18年度中に限り限度額の範囲内で助成し、利用者の在宅での生活の継続性を支援することにしました。

- 【助成対象者】以下の要件をすべて満たす必要があります
- (1) 制度改正前の18年3月31日時点で介護ベッドの貸与を受けていた方
 - (2) 制度改正により介護ベッドの貸与から除外され、経過措置の対象となった方
 - (3) 在宅での日常生活を継続するために介護ベッドが必要と判断される方
 - (4) 18年4月1日～19年3月30日に介護ベッドを購入した方

- 【助成対象品目】
- (1) 介護ベッドで床板の高さを調整できる機能以上の物(一般的なベッドは対象外)
 - (2) サイドレール
新品、中古品のいずれも助成の対象となります。
- 【助成の範囲】市は、助成対象品目の購入費用の合計額の10万円を限度として、その2分の1を助成します。また、所得に応じ、利用者負担額を軽減する措置もあります。申請は、3月30日(金)まで介護福祉課窓口(市役所1階)で受け付けています。詳しくは同課介護サービス係(内線2502、2553～2557)へ。